

大阪市認知症施策推進計画の策定について

資料 5

1. 大阪市認知症施策推進計画の策定について

- ◆ 第10期計画(令和9～11年度)の大坂市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体的に「大阪市認知症施策推進計画」を策定する
- ◆ 令和7年度においては、計画策定の基礎資料とするための高齢者実態調査や、認知症の人とその家族等への意見を聞く取組を実施する

2. 高齢者実態調査等の概要

| 調査種別 | 調査対象 | 調査実施時期 |
|------------------|--|--------------------|
| 本人調査 | 市内に居住する65歳以上の高齢者の方から無作為に抽出した方(19,200人) | |
| 介護保険サービス利用者調査 | 市内に居住する要支援・要介護認定者で、令和7年3月から3ヶ月の間に、介護保険サービスを利用した方から無作為に抽出した方(7,000人) | |
| 介護保険サービス未利用者調査 | 市内に居住する要支援・要介護認定者で、令和7年3月から3ヶ月の間に、介護保険サービスを利用しなかった方から無作為に抽出した方(9,300人) | 令和7年7～8月 |
| 介護支援専門員調査 | 市内の居宅介護支援事業所等に勤務するすべての介護支援専門員(4,083人) | |
| 施設調査 | 市内にある介護保険施設及び福祉施設(1,192施設) | |
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 市内に居住する要介護認定を受けていない高齢者の方から無作為に抽出した方(52,800人) | 令和7年11～12月 (予定) |

大阪市認知症施策推進計画の策定について

3. 本市認知症施策への認知症の人と家族等の参画

(1)概要

認知症の人の意思が尊重され、地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人とその家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する方(以下、「認知症の人とその家族等」という。)と共に、本市における認知症施策に係る計画の策定、施策の推進を目的として、認知症の人とその家族等から意見を聴く取組を実施する。

(2)実施の時期・方法等

- 令和7年7月から
認知症強化型地域包括支援センターから認知症の人(※)の推薦を受付
地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター等にも情報提供の協力を依頼
- 令和7年9月から
推薦のあった方々と順次お会いし、意見の聴き取りを実施
- 令和8年2月頃
聴き取った意見を取りまとめ、第2回認知症施策部会へ報告

(※)認知症の人

大阪市内に在住かつ、認知症の診断を受けている方であって、次の①・②にご協力をいただける方

- ① 本市の施策や暮らしについて意見をお聴かせいただくこと
- ② 本市が開催する認知症施策に関する会議等の場に出席いただくこと

(3)大阪市における認知症施策推進計画への反映等

- 取りまとめた意見を認知症施策推進計画や認知症施策へ反映させていく
- 継続して認知症の人等の意見を認知症施策に活かしていくため、計画策定後も意見を聴く取組を実施していく
- 聴き取った意見を踏まえて、認知症の人等の発信の機会の確保に向けた取組の充実に資するよう、地域版希望大使の設置に向けて、課題や要件等について整理・検討をおこなっていく

(参考) 大阪市認知症施策推進計画の策定に向けたスケジュール

◆ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に基づき、認知症の人やその家族の意見を施策に反映する

